

平成25年9月18日

信託業界における取り組みについて



MUFG

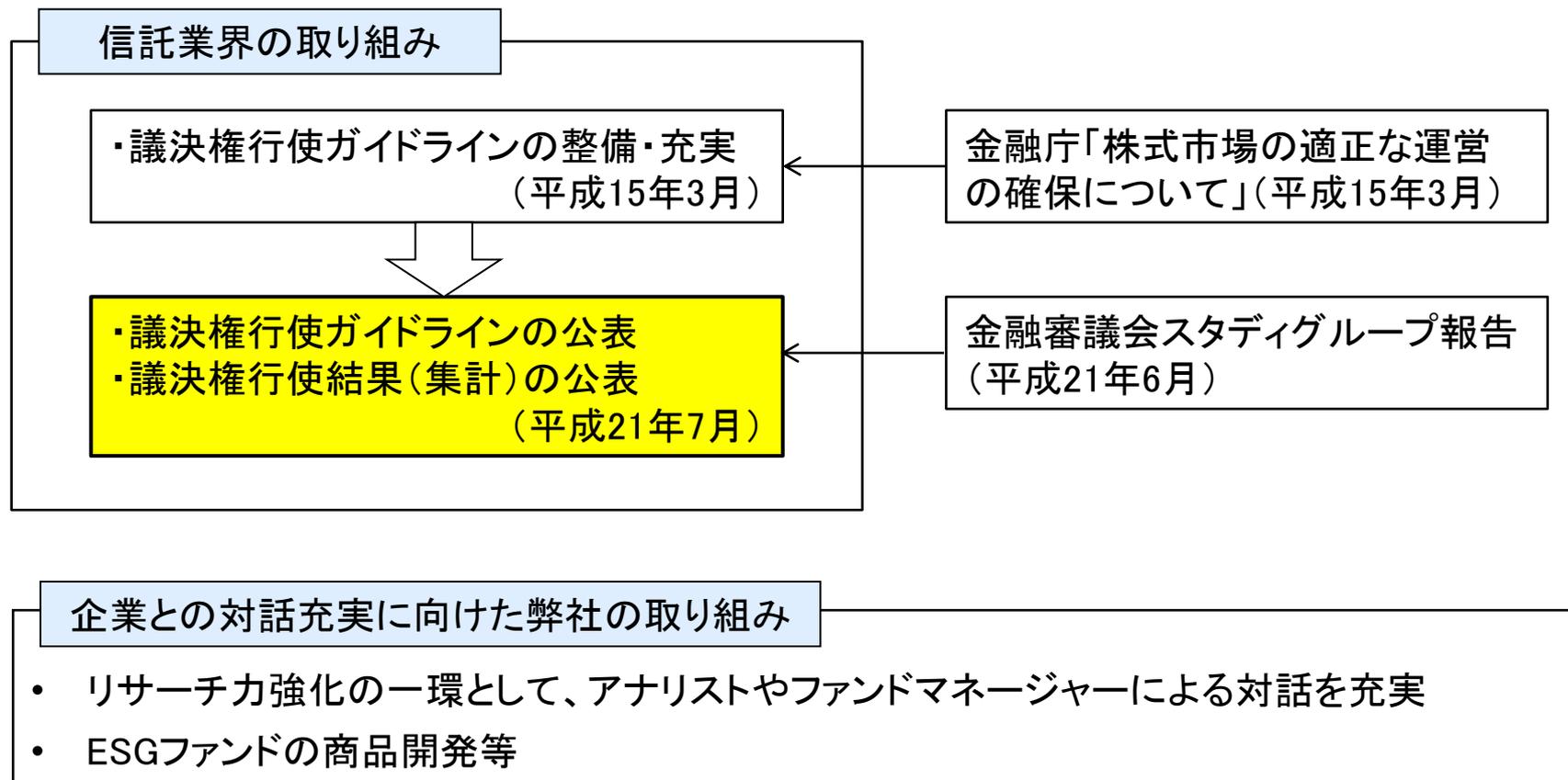
三菱UFJ信託銀行

(一般社団法人信託協会 平成25年度会長会社)

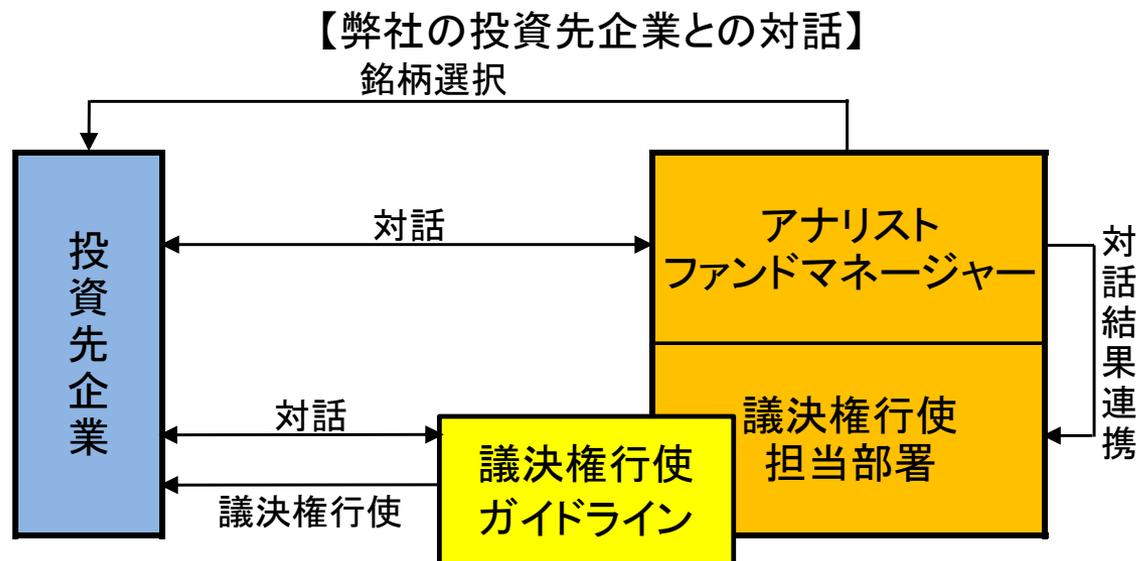
目次

1. はじめに	1
2. 投資先企業との対話の現状について	2
3. 議決権行使にあたっての考え方、意思決定プロセス(1)～(2)	3
4. 英国スチュワードシップ・コード(7原則)について(1)～(4)	5
5. 我が国資本市場と日本経済の中長期的発展のために	9
～資産運用や企業統治等の観点から～	

1. はじめに



2. 投資先企業との対話の現状について



【アナリスト等による対話】

- アナリストのカバーする約800社に対する年間コンタクト件数は、約5,600件（決算説明会等も含む）
- 経営層とコーポレートガバナンス向上に関する議論も
- 対話結果は、銘柄選択のみならず議決権行使にも活用

【議決権行使担当部署による対話】

- 議決権行使ガイドラインの考え方が主なテーマ
- 年間（H24.7～H25.6）のミーティング件数は約140件（4年前の約2倍）
- ミーティングの結果、企業が議案の見直しを行うことも

3. 議決権行使にあたっての考え方、意思決定プロセス(1)

弊社の議決権行使にあたっての考え方

- 議決権行使を行う目的は、専ら受益者に対する受託者責任の観点から、投資収益の増大を図ること
- 企業価値の毀損につながる、あるいは、コーポレートガバナンス上問題があると判断される場合には、原則として肯定的な判断は行わない

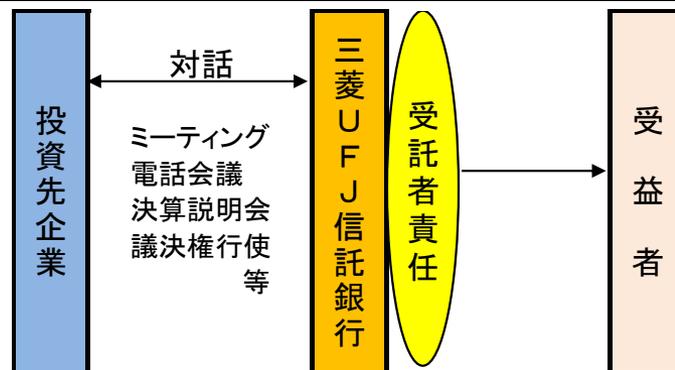
(例)

①取締役の選任

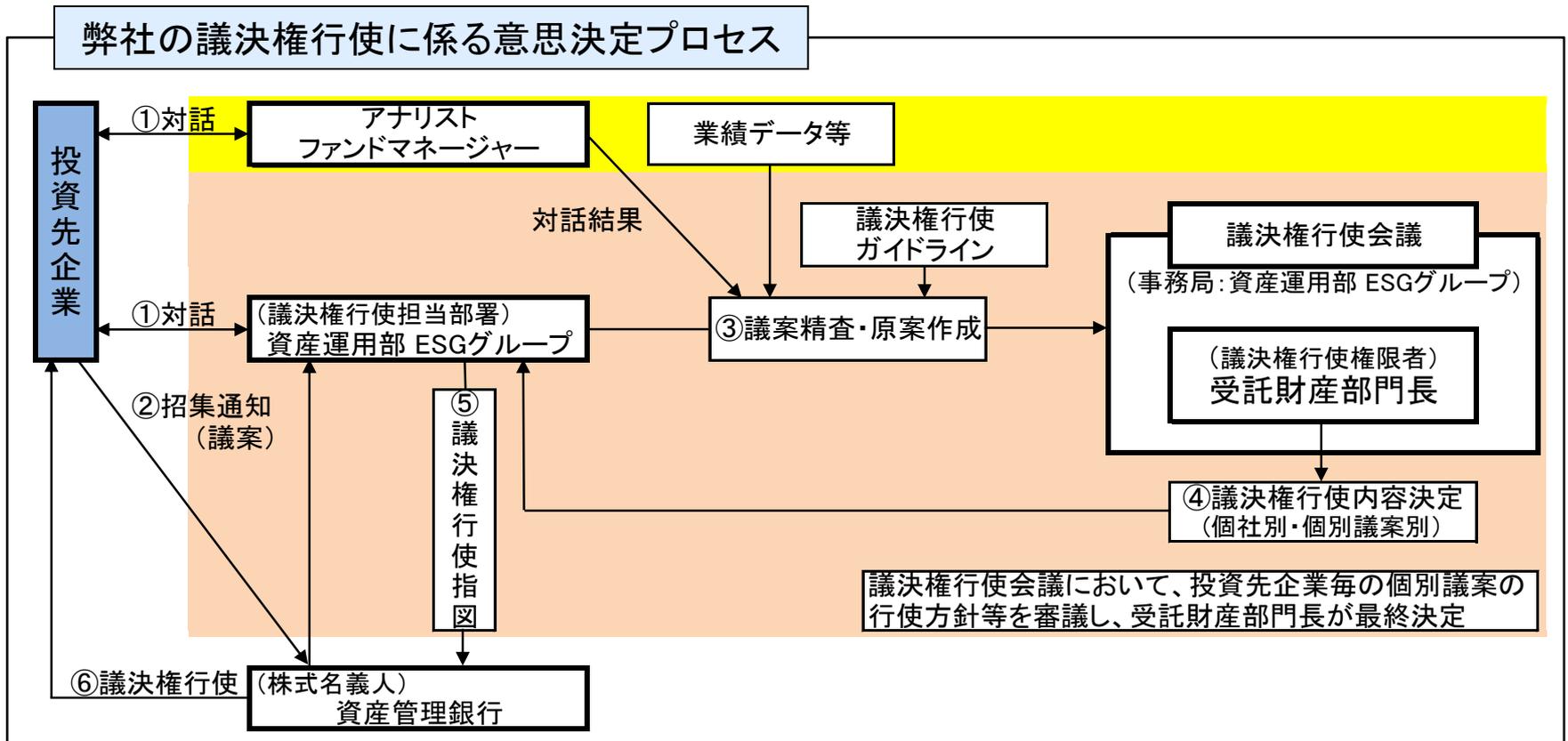
- ✓ 株主価値を毀損するような不適切な取締役会決議が行われている場合
- ✓ 継続的に業績不振あるいは資本効率が不十分な状況にある場合
- ✓ 反社会的行為の発生により、経営上重大な影響が出ている場合
- ✓ 親会社を有する上場会社において、独立社外取締役を確保していない場合 等

②退職慰労金支給

- ✓ 経営の監視・監督役としての機能がより強く求められる社外取締役、監査役への退職慰労金支給 等



3. 議決権行使にあたっての考え方、意思決定プロセス(2)



4. 英国スチュワードシップ・コード(7原則)について(1)

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任をどのように果たすかについての方針を公に開示すべきである。

信託業界等での取り組み

- 信託業法(業者規制法)のみならず、信託法(一般法)においても、具体的な受託者責任の規定あり
- 信託協会通達で、以下の取り組みを規定
 - ①議決権行使に関するガイドラインを作成し、公表すること
 - ②議決権行使結果を整理・集計し、公表すること

原則2 機関投資家は、スチュワードシップに関連する利益相反の管理について、堅固な方針を策定して公表すべきである。

信託業界等での取り組み

- 信託関連法のほか、銀行法・金商法に基づき、利益相反管理方針を定め公表

4. 英国スチュワードシップ・コード(7原則)について(2)

原則3 機関投資家は、投資先企業をモニタリングすべきである。

指針6項目における弊社の取り組み

1. 会社業績の最新状況を把握すること。
・最新状況はもとより、過去から時系列的に把握
2. 会社の価値やリスクを左右するような会社内外の状況変化について、最新状況を把握すること。
・アナリスト等による企業との対話に加え、記事検索等のツールも活用して情報収集
3. 会社内に実効的なリーダーシップが存在することを確認すること。
・アナリスト等が企業のリサーチ項目として確認
4. 取締役会議長や他の取締役とのミーティング等を通じて、会社の取締役会・委員会が英国コーポレート・ガバナンス・コードの精神に忠実であることを確認すること。
・企業経営層との対話の中で、コーポレート・ガバナンスについても議論
5. 会社の開示・会計情報の品質を検討すること。
・IR活動に消極的な企業に対しては、対話の中で積極的に取り組むよう提言
6. 適切かつ実務的に可能な場合には、主要株主となっている会社の株主総会に参加すること。
・総会参加は実務的に困難なことから、事前に議案を十分に精査し、適切な議決権行使に努めている

4. 英国スチュワードシップ・コード(7原則)について(3)

原則4 機関投資家は、スチュワードシップの活動を強化するタイミングと方法について、明確なガイドラインを持つべきである。

弊社の取り組み

- 議案精査時に、例えば以下のような場合には投資先企業に対し十分な説明を依頼
 - ①内部留保として必要以上の金融資産を保有している場合：内部留保の用途等
 - ②法令違反等、重大な不祥事が発生した場合：再発防止策等
 - ③取締役の人数が多く、かつ前年より増加する場合：取締役会の規模(人員)の適正性等

原則5 機関投資家は、適切な場合には、他の投資家と協調して行動すべきである。

弊社の取り組み

- 他の機関投資家と議決権行使ガイドラインの考え方について意見交換

4. 英国スチュワードシップ・コード(7原則)について(4)

原則6 機関投資家は、議決権行使および議決権行使結果の公表について、明確な方針を持つべきである。

弊社の取り組み

- 全ての保有株式について、議決権行使ガイドラインに基づき議決権行使
- 企業との対話の中で、反対票を投じざるを得ない議案については、反対意向とその理由を説明し、翻意を促す
- 議決権行使ガイドラインを作成し公表するとともに、議決権行使結果を整理・集計して公表(信託業界全体の取り組み)

原則7 機関投資家は、スチュワードシップ活動および議決権行使活動について、委託者に対して定期的に報告すべきである。

弊社の取り組み

- 議決権行使結果等について、毎年委託者に報告
- 受託財産運用のプロセス(議決権行使を含む)については、外部監査人による監査を受け、監査結果を顧客にWEB上で開示

5. 我が国資本市場と日本経済の中長期的発展のために ～資産運用や企業統治等の観点から～

「あるべきガバナンス像」の共有について

- 業種・規模等、様々な企業が存在しており、個々の企業にとっての「あるべきガバナンス像」は様々
- したがって、企業と機関投資家が対話を進め、個々の企業にとっての「あるべきガバナンス像」について相互理解を深め、認識を共有化していくことが重要

株主総会の集中について

- 東証1部上場約1,700銘柄のうち、6月に総会が開催されるのは約1,400銘柄。約4分の3が6月最終週に、約4割は特定日(6月27日)に開催
- 実質2週間程度の期間で1,400銘柄の議案精査を行うことが必要
- 多数の企業の議決権を行使する機関投資家としては、株主総会が特定の期間に集中するのは、議案を十分に精査し、適切な議決権行使を行う観点からは悩ましい問題
- したがって、機関投資家が投資先企業にコーポレートガバナンス向上を促していくためには、議決権行使という限られた局面だけでなく、普段から企業との対話を深めていくことが重要